

## 長期優良住宅建築等計画の法第5条以外の認定等に係る必要書類について

以下の書類が正・副2部必要です。

| 申請内容                | 必要書類                   | 備考   |
|---------------------|------------------------|--|
| 法第8条第1項<br>(計画の変更)  | 変更認定申請書                |  |
|                     | 確認書又は住宅性能評価書の写し        |  |
|                     | 委任状                    | 代理人が申請を行う場合は必要。  |
|                     | 変更の内容がわかる図書            |  |
| 法第9条第1項<br>(譲受人の決定) | 変更認定申請書                |  |
|                     | 維持保全計画書                |  |
|                     | 委任状                    | 代理人が申請を行う場合は、分譲事業者・譲受人それぞれの委任状が必要。   |
|                     | 売買契約書の写し<br>(備考欄(2)参照) | (1)譲受人の決定予定時期から6か月を超えて売買契約をしている場合は、法第8条第1項の計画の変更(譲受人の決定予定時期の変更)を行う必要がある。<br><br>(2)売買契約日が譲受人の決定予定時期から6か月以内であったが、6か月を超えて当該申請を行う場合は、本市が売買契約日の確認を行うため売買契約書の写しが必要(申請が6か月以内であれば不要)。 |
| 法第10条<br>(地位の承継)    | 承認申請書                  |  |
|                     | 委任状                    | 代理人が申請を行う場合は申請者からの委任状が必要(前認定実施者からの委任状は不要)。   |
|                     | 地位の承継の事実を証する書類         | (例)登記事項証明書の写し又は売買契約書の写し  |

法:長期優良住宅の普及の促進に関する法律